～ふるさと納税制度が始まって 10 年。
見直しの行方が気になる中・・・～

今年度のふるさと納税締切りまであと１ヶ月余りです。
今年の収入総額の見込み額が見えてきたと思うので、シュミレーションをして、
控除上限金額を算出して余裕のある方は、早めに手続きしましょう！
初めての方、一歩踏み出してみましょう！

[ふるさと納税って？]

2008 年度税制改正で導入された制度です。都心と地方の税収の格差拡大や過疎などによる税収の減少に悩む自治体を、 どうすれば活性化していけるのか？ということが論議され、 どのような仕組みにすれば、それらの問題を緩和する方法の一つとして考えられたのが「ふるさと納税制度」で、誰もがふるさとや思い入れのある地域に寄附をして応援できるようにと生まれました。
ふるさと納税は、税金という言葉がついていますが、法律的には、税金というよりは、寄附金控除制度の特例です。ふるさとへ寄附をすることで、翌年 6 月からの個人住民税の税負担が、その分軽減されるので、言ってみれば、税金の前払いというわけで、「・・・納税」という表現になっています。
寄附を通じ地域振興に参加できて、実質 2,000 円の負担で地域の特産品を頂けるという２度おいしい制度です。

［ふるさと納税の現状］

総務省のふるさと納税に関する現況調査結果によれば、ふるさと納税の受入額と件数は、年々増加しています。開始した 2008 年度は、約 81 億であったのが、2017 年度には、3,653 億にまで増えています。
特にワンストップ特例制度導入（2015 年４月 1 日以後の寄附に適用）は、急増しています。

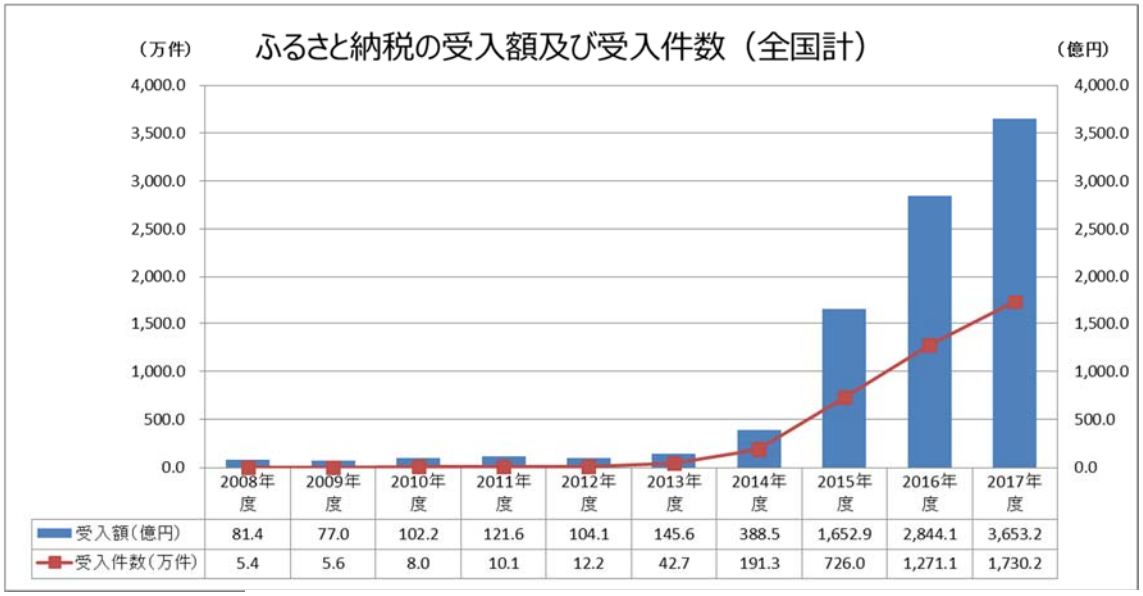

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
受入額（億円）	81.4	77.0	102.2	121.6	104.1	145.6	388.5	1,652.9	2,844.1	3,653.2
受入件数（万件）	5.4	5.6	8.0	10.1	12.2	42.7	191.3	726.0	1,271.1	1,730.2

[総務省　ふるさと納税ポータルサイト　平成 30 年度ふるさと納税に関する現況調査より]

では、普及率はどのくらいなのかと思いネットで調べたところ認知度が 90%超であるのに、経験者が12.9%にとどまるという結果が出ていました。
「興味はあるが、利用したことはない。」は 45%。「興味がない。」は 35%。私の周囲でも経験者は、20名中 2,3 名といったところでした。
利用していない理由としては、
・手続きが面倒(25.8%) ・仕組みが理解できない(19.9%) ・利用方法がわからない(16.5%)
一方、利用経験者の今後の利用意向は、9 割超と利用満足度が高いことがわかります。

［リサーチプラス調べより］

ふるさと納税の認知度と利用度

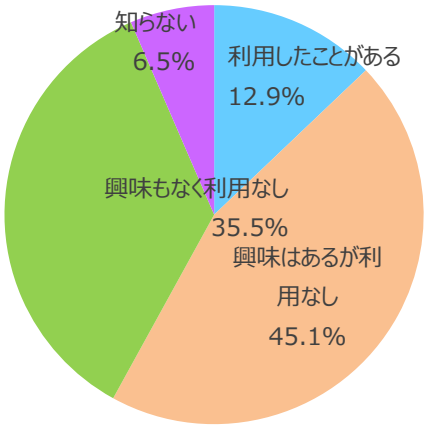

ふるさと納税を利用しない理由

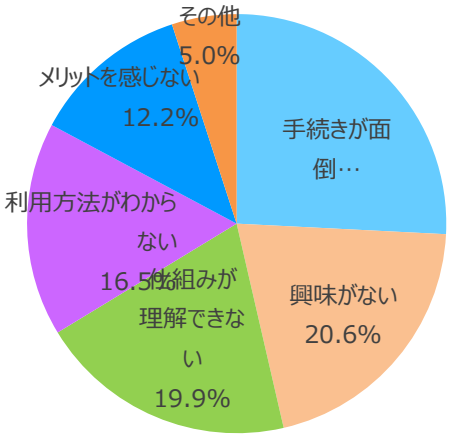

[ふるさと納税のしくみ]

自治体を選んで寄附

・所得税の寄附金控除
・個人住民税の寄附金控除
・個人住民税の寄附金控除の特例

日本の税制では、認められた寄附先へ寄附をすると、税金の控除が受けられる「寄附金控除」という仕組みがあります 。
ふるさと納税は自治体への寄附です。原則として、寄附金控除上限額から実質負担額の 2,000 円を差し引いた金額（※）が、所得税の還付と住民税の控除をされます。
※ふるさと納税で寄附した額が個人の寄附金控除上限額を超えた場合、超えた分は控除対象外となるため、自己負担となります。

次に利用していない理由の一番「手続きが面倒」にお答えしましょう。

[手続き]

1. 2,000 円の負担でできる寄附金額を調べます。

寄附金控除上限額は、年収や家族構成、会社員か個人事業主なのかも関係してきます。住宅ローン控除を受けている場合も関係します。
インターネットで目安金額を算出できるので利用するとよいと思います。
★https://www.furusato-tax.jp/about/simulation
★https://furusatoplus.com/info/003/

前年度の源泉徴収票や確定申告書の控えを参考に目安額を予想することもできますが、前年と比較して所得が下がった場合は上限額が変わり控除の上限額を超えてしまうので限度額を抑えておいた方が良いと思います。
上限額が確定するのは、その年の 12 月 31 日ですが、ふるさと納税はそれまでに寄付をしておかなくてはならないため、上限額にゆとりを持っておくことをお勧めします。

2. 寄附の手続きをします。

お礼の品や使い道などを参考に、寄附する自治体を選びます。
自治体に寄附を申込み、続けて寄附金を入金します。入金方法は、納付書、指定口座への振込等の他、クレジットカードで支払うことができる自治体も増えています
インターネットで「ふるさと納税」と検索すれば、複数のサイトが出てきます。多くの自治体では、インターネットでの申込を受け付けています。
年末ギリギリに行うと、寄附の取り扱いが、翌年の分になってしまうこともあるので、 注意してください。

3. 「寄附金受領証明書」と「お礼の品」が届く

支払い後、ふるさと納税を申し込んだ自治体から、お礼の手紙や寄附金を受領したことを証明する「寄附金受領証明書」、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」に関する書類などが届きます。「寄附金受領証明書」は、「確定申告」に必要な大切な書類なのでなくさないようにご注意ください。
また、「お礼の品」がある場合は、申し込んだ特産品や特典も届きます。

４．寄附金控除の手続きを行う

税金の控除を受けるためには**「確定申告」**または**「ワンストップ特例制度」**の申請手続きが必要です。
これをしないと税の減額が受けられません。
※寄附先が年間 5 自治体までで、かつ、確定申告の必要がない人であれば「ワンストップ特例制度」がおすすめです。確定申告をしなくても税の控除が受けられます。
★確定申告　https://www.furusato-tax.jp/about/tax_return
★ワンストップ特例制度　　https://www.furusato-tax.jp/about/onestop

	確定申告制度	ワンストップ特例制度
手続きは何回必要？	年一回	寄付のつど
概要・条件	・1年間（1月1日～12月31日）の所得を確定させ、税金を申告する ・申告の時期は毎年2月16日～3月15日	以下の2つの条件をすべて満たす方 ①ふるさと納税をする先が5自治体以内である方 ②ふるさと納税をしていないと仮定した場合、確定申告をする必要のない方
こんな方にオススメ	・面倒な手続きは年一回で済ませたい方 ・たくさんの自治体に寄付をする方 ・複数回寄付をする方	・寄付回数の少ない方

５．実際に控除された金額を確認する

確定申告を行った場合は、所得税からの還付と　住民税からの控除が行われます。所得税分の控除は還付金として実際に口座に振り込まれますが、住民税分は翌年支払う住民税が安くなる形で控除されます。本当に控除されているのか？想定した金額が控除されるのか？は、[住民税決定通知書]で確認することができます。
住民税決定通知書は、毎年 6 月頃に勤務先あるいは自治体から配布されます。寄附した年の翌年 6 月頃に届く通知書を確認してみます。
市町村民税と都道府県民税がありますが、2 つの「税額控除額」という項目の合計に住民税からの控除額が含まれています。
詳しく説明すると、「税額控除額」はふるさと納税分の控除と、それ以外の控除を合算した金額です。そのうち、全ての方が対象となるのが調整控除です。調整控除により、市町村民税・都道府県民税を合わせて少なくとも 2,500 円分が控除されます。そのため、ふるさと納税分の控除額は以下の式で大まかに計算できます。
ふるさと納税の住民税からの控除額＝**税額控除の合計額－2,500 円**
ただし、調整控除だけでなく住宅ローン控除や配当控除なども含まれますので、ご自身の正確な金額を確認したい場合は、お住まいの自治体にお問合せが必要となります。

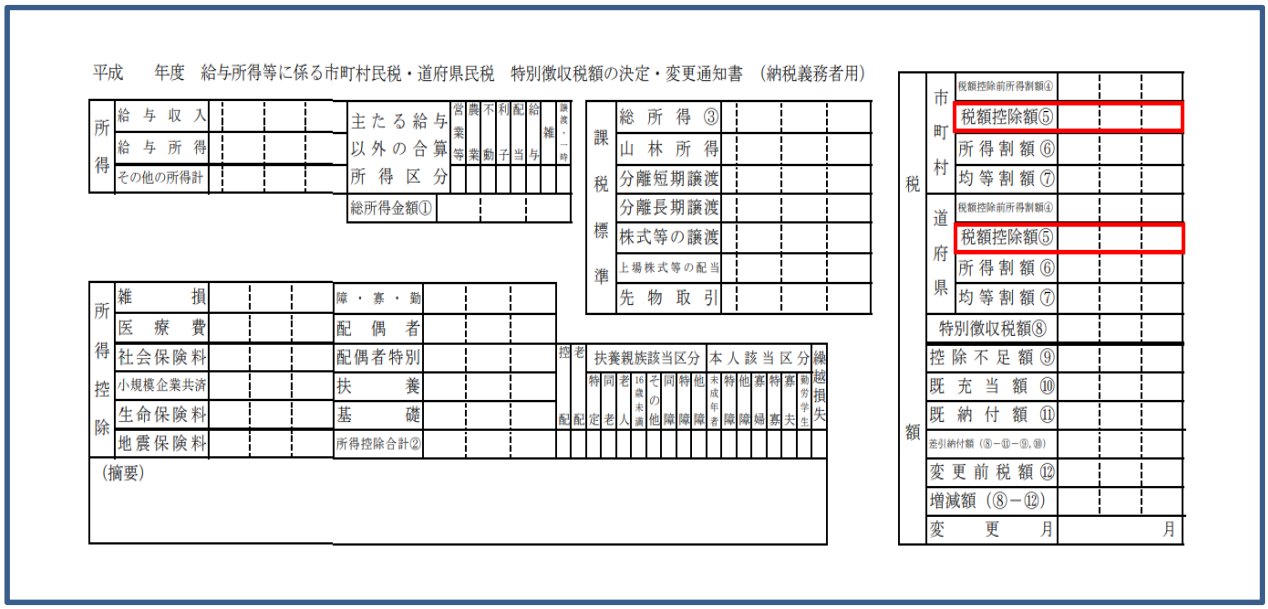

平成　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

所得	給与収入				
	給与所得				
	その他の所得計				

主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時

総所得金額①					

課税標準	総所得③				
	山林所得				
	分離短期譲渡				
	分離長期譲渡				
	株式等の譲渡				
	上場株式等の配当				
	先物取引				

所得控除	雑損				
	医療費				
	社会保険料				
	小規模企業共済				
	生命保険料				
	地震保険料				

障・寡・勤					
配偶者					
配偶者特別					
扶養					
基礎					
所得控除合計②					

控除	老配	配配	扶養親族該当区分									本人該当区分											繰越損失
			特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤学生						

（摘要）

税額	市町村	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	道府県	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	特別徴収税額⑧				
	控除不足額⑨				
	既充当額⑩				
	既納付額⑪				
	差引納付額（⑧－⑪－⑨、⑩）				
	変更前税額⑫				
	増減額（⑧－⑫）				
	変更月				月

出典：総務省ホームページ「地方税分野の主な申告手続き等における様式【税目別】
給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

ふるさと納税は、節税にあらず。冒頭にも書きましたが、寄附なのです。
自己負担 2,000 円かかりますが、寄附した自治体から御礼の品をいただくことで節約ができるのです。
例えば、お米、買いますよね。

［ふるさと納税をした場合］
30,000 円のふるさと納税をする。
9,000 円相当のお米が送られてくる。
★支出額・・・
30,000 円＋2,000 円＝32,000 円

［ふるさと納税をしない場合］
30,000 円の税金が徴収される。
9,000 円でお米を購入する。
★支出額・・・
30,000 円＋ 9 ,000 円＝39,000 円

結果として 7,000 円の節約ができました。

寄附という形で先に納付していた金額なのですが、確定申告後に還付されたり、翌年の住民税から控除されることで、忘れた頃に手取りが増え得した気分にもなります。
最近は、ふるさと納税還元率や返礼品のことが話題になって
総務省は、返礼品の価値を寄付金額の３割前後の地元の特産物にするようにと全国自治体へ通知しました。寄附する側にも寄附される自治体にとってもメリットのあるこの制度が続くことを願っています。

2018 年 11 月　　AFP 石黒貴子